

難病対策の経過と現状

～今後の都における医療提供体制の整備について～

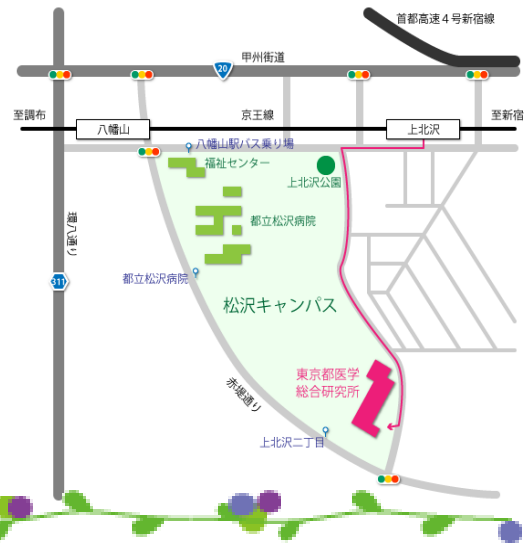
昨年9月に出された難病法基本方針により、医療提供体制の整備について、都道府県や医療機関の役割が示されました。

早期診断・治療、身近な医療機関での適切な治療、医療機関や関係機関間の連携、小児期から成人期へのトランジション等、多くの課題があり、東京都においても、神経難病以外の領域についてもネットワークの構築を検討したいと考えています。

今年度、第1回目の研修会・連絡会では、医療提供体制をテーマとして情報を共有するとともに、日頃感じている問題点や課題について、意見交換を行いたいと思います。

皆様の御参加をお待ちしております。

- ◆ 日時：平成28年7月15日（金曜日）
午後1時30分から午後4時45分まで
- ◆ 場所：（公財）東京都医学総合研究所
世田谷区上北沢2-1-6
（京王線「上北沢」駅から徒歩12分
京王線「八幡山」駅から徒歩18分）
- ◆ 対象：神経難病医療拠点病院・協力病院、
保健所の相談連絡員 等
- ◆ 定員：80名（要事前申込）



【内 容】

1 研修会

(1) 「難病対策の経過と現状」

～難病法基本方針と今後の都における医療提供体制の整備について～

笹原 秀夫

（東京都福祉保健局保健政策部疾病対策課統括課長代理（疾病対策担当））

(2) 「東京都の難病対策の概要について」

「東京都難病患者社会資源実態調査（医療機関、社会福祉施設）の概要について」

土屋 哲也

（東京都福祉保健局保健政策部疾病対策課課長代理（在宅難病事業担当））

2 相談連絡員連絡会

「現場における難病医療の課題・問題点について」情報交換

（特別区東部及び西部、多摩地区に分かれて実施）

- ◆ 申込み方法：裏面の出欠票に御記入の上、平成28年6月30日（木曜日）までに
FAXにて御送付ください。